

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、福山市が発注する次の業務委託について、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項及び福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）第27条の規定により公告します。

なお、本件は「郵便入札等試行要領」を適用します。

2025年（令和7年）11月14日

福山市長 枝 広 直 幹

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名及び履行場所

福山市立小学校低濃度PCB含有廃棄物収集運搬・処分業務委託

福山市本郷町1040番地1 外3か所

(2) 履行の内容等

低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等収集運搬及び処分業務 一式

(3) 履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす者（共同企業体を構成する場合は、構成員全てが次に掲げる条件を全て満たす者とする。）で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

- (1) 令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この業務の公告の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外又は指名留保期間中ではない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に該当しないものであること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条の 4 の 4 の第 1 項に基づき、環境大臣から無害化処理認定を受けた者で、低濃度 P C B 廃棄物の収集運搬から無害化処理まで自社で実施できる者であること。ただし、収集運搬又は処分のいずれかを自社で行うことができない場合は、当該許可を受けている者と共同企業体を構成することで、この入札に参加できるものとする。

3 共同企業体を構成する場合の取扱い

- (1) 共同企業体の構成員数は、収集運搬を行う構成員 1 者、処分を行う構成員 1 者の 2 者とする。
- (2) 共同企業体は、構成員がそれぞれ分担した業務を実施する分担施工方式を基本とする。
- (3) 共同企業体がこの入札に参加する場合、その構成員はこの入札に単体企業での参加及び他の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- (4) 共同企業体を結成しようとする者は、所定の期日までに共同企業体協定書を提出するものとする。
- (5) 共同企業体協定書提出後の構成員の変更は認めないものとする。
- (6) 入札参加資格審査申請書及び入札書の提出は、共同企業体の代表者が行うものとする。
- (7) 共同企業体との契約の締結に当たっては、契約書に共同企業体の代表者及び当該構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。
- (8) 業務の管理、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。
- (9) 処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条の 4 の 4 の第 1 項に基づき、環境大臣より無害化処理認定を受けた者であること。

4 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請の方法

この入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格審査申請書（様式 1 号）」に、別表 1 に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(2) 申請期間

2 0 2 5 年（令和 7 年）1 1 月 1 4 日（金）から同年 1 1 月 2 5 日（火）まで（た

だし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号。以下「条例」という。）第1条に定める市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(3) 提出の方法及び申請に関する問合せ先

次の場所に持参又は郵送（書留又は信書便等送付した事実が確認できるものに限る。）により提出すること。なお、郵送の場合は、申請期間の最終日（午後5時15分）までに必着とする。

福山市教育委員会事務局管理部施設課

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎13階

電話（084）928－1110（直通）

なお、様式等は、福山市ホームページ(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>、以下同じ。)へ掲載する。

(4) 入札参加資格の審査及び確認結果の通知

上記(1)～(3)により提出された書類をもって入札参加資格の審査を行い、2025年（令和7年）11月28日（金）までに、申請者に対して入札参加資格の確認結果を郵送により通知する。

5 仕様書等の確認方法等

(1) 仕様書等の確認方法

仕様書等は、福山市ホームページに掲載するので、当該ホームページ上で確認を行うものとする。

(2) 仕様書等への質問及び回答

仕様書等に対する質問がある場合は、2025年（令和7年）12月3日（水）までに、所定の質問書（様式7号）により、持参、電子メール又はファクシミリにより福山市教育委員会事務局管理部施設課に提出すること。ファクシミリによる場合は、電話した上で行うこと。

（メールアドレス：shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp）

（FAX番号：084－928－1737）

（電話番号：084－928－1110）

なお、質問に対する回答については、2025年（令和7年）12月4日（木）までに、福山市ホームページに掲載する。

6 入札書の到達期限、提出方法、送付先、開札の日時等

(1) 入札書の到達期限

2025年（令和7年）12月10日（水）午後5時15分までに必着とする。

(2) 入札書提出方法

持参又は郵送（書留又は信書便等送付した事実が確認できるものに限る。）とする。入札書提出方法の詳細については、別紙1「入札書提出の手引」による。

(3) 入札書提出先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市教育委員会事務局管理部施設課

(4) 開札日時

2025年（令和7年）12月11日（木） 午後1時30分

立会は任意とする。なお、代表者以外の者が立会う場合は、立会委任状（様式8号）を提出すること。

(5) 開札場所

福山市役所133会議室（福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎13階）

7 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札違約金

落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消すとともに、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者について、有効な入札書を提出したと認められる者を落札者とする。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者が2者以上いるときは、有効な入札書を提出したと認められる者について、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

(5) 無効入札

次の入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに参加することができない。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

- ウ 入札者が他人の代理を兼ね、又は２以上を代理して入札したとき
- エ 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき
- オ 入札書に記名押印がなかったとき
- カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
- キ 指定された方法以外により入札書を提出したとき
- ク 提出期限を過ぎて入札書が提出され又は到達したとき
- ケ 金額を訂正した入札をしたとき
- コ 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき
- サ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
- シ 再度の入札をした場合において、その入札が１であるとき
- ス 指定する期日までに共同企業体協定書の提出がないとき
- セ 共同企業体が本公告「３ 共同企業体を構成する場合の取扱い」に定める要件を満たしていないとき
- ソ 上記アからセまでに掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき。

(6) その他

- ア この入札に際しては、別紙仕様書を確認の上、福山市が定めた別紙２「入札条件」に従うこと。
- イ 再度入札を実施する場合は、入札書の提出方法、提出期限等について別途指示を行うので、当該指示に従うこと。
- ウ 落札者は、落札決定の通知を受けた日から５日以内に契約を締結すること。

別表 1

	単独	共同企業体
共同企業体協定書		○
一般競争入札参加資格審査申請書類確認書（様式 2 号）	○	○
商業登記簿謄本（写しでも可。法人の場合のみ提出すること。）	△	△※1
申請日の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前 1 事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し。）	○	○※1
市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式 3 号）を提出すること。）	○	○※1
納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 未納の税額のないこと用。））	○	○※1
印鑑証明書（原本）	○	○※1
使用印鑑届（様式 4 号。実印となる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。ただし、委任状（様式 6 号）を提出する場合は不要とする。）	△	△※1
誓約書（様式 5 号）	○	○※1
委任状（様式 6 号。入札参加資格申請書類及び入札書の提出を支店等で実施する場合に提出すること。）	△	△※1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 4 の第 1 項の認定を受けた者であることを証する書面の写し	○※2	○※3
特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し		
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し		
資格確認結果通知書の送付用封筒（長形 3 号封筒に宛先を記入の上、切手 410 円を貼付し「速達」と朱書きすること。）	○	○

△は該当者のみ提出

※1：共同企業体の構成員全ての書類を提出すること。

※2：本業務に必要な許可証を提出すること。

※3：共同企業体の構成員がそれぞれ所持する本業務に必要な許可証を提出すること。